

議案第 107 号

鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分について

鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分に関して、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、次のとおり関係地方公共団体と協議して定めることについて、同法第 290 条の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 31 日をもって解散する鳥取県町村消防災害補償組合の財産は、鳥取県町村職員退職手当組合（平成 29 年 4 月 1 日以後は、鳥取県町村総合事務組合）に帰属させる。

平成 28 年 12 月 8 日

三朝町長 吉田 秀光

